国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（限定旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号の処分に係る手数料（査証欄増補）	法第２０条第１項第６号の処分に係る手数料（渡航書）
ブルガリア	ﾚｳﾞ	246	169	92	92	25	38	38
ベラルーシ	ﾍﾞﾗﾙｰｼ･ﾙｰﾌﾞﾙ	381	262	143	143	38	60	60
ベルギー	ﾕｰﾛ	125	86	47	47	13	20	20
ポーランド	ｽﾞﾛﾃｨ	533	367	200	200	53	83	83
ボスニア・ヘルツェゴビナ	ｺﾝﾊﾞｪﾙﾃｨﾋﾞﾙﾅ･ﾏﾙｶ	246	169	92	92	25	38	38
ポルトガル	ﾕｰﾛ	125	86	47	47	13	20	20
モルドバ	ﾓﾙﾄﾞﾊﾞ･ﾚｲ	2,606	1,792	977	977	261	407	407
ラトビア	ﾕｰﾛ	125	86	47	47	13	20	20
リトアニア	ﾕｰﾛ	125	86	47	47	13	20	20
ルーマニア	ﾚｲ	615	425	230	230	60	95	95
ルクセンブルク	ﾕｰﾛ	125	86	47	47	13	20	20
ロシア	ﾙｰﾌﾞﾙ	11,110	7,640	4,170	4,170	1,110	1,740	1,740